

新型コロナウイルス対策等に関する要望事項
(経済産業省分)

令和2年7月15日

⑦被扶養者となっているフリーランスも持続化給付金の対象とすること。

(回答)

- ・持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、売上が大幅に減少し、極めて厳しい状況に直面する中小企業・個人事業者に対し、事業の継続を下支えし再起の糧とすることを目的としたものであり、雑所得・給与所得者は原則として対象外としている。
- ・その上で、個人事業者としての経営実態がありながら、業務委託契約に基づく収入を給与所得又は雑所得に計上せざるを得ない方もいるとの指摘があったところ、今回、こうした方を例外的に持続化給付金の対象に追加したもの。
- ・一方で、雑所得・給与所得には様々な収入が含まれうることから、対象拡大に当たっては、独立した個人事業主としての経営実態を確認する観点から、業務委託契約書等に加え、個人事業主が加入する国民健康保険の加入状況により、家族の扶養を受けない者であることを確認することとしている。